

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

夫の遺産である自宅を 息子の単独名義にする提案が…

夫が75歳で亡くなり、相続のご相談です。

遺産は、私が40歳の時から30年来住んでいる自宅と預金くらいです。自宅は売れば建物代はゼロですが、土地代が2000万円程度になると思います。預金もそれくらい。相続人は私と40歳の息子の2人だけです。遺言はなく、取り分は半々です。私の遺産もいずれは息子のものになるので、ありがたいことに、相続でもめることはあります。

遺産分けに当たって、息子が

言うには、「家をお袋が単独で相続すれば、俺は預金をすべて相続することになる。それでは

いくら年金が入ってくるとはいえない、お袋が困るだろう。それよろはいすれ家は俺が相続することになるだろうから、登記の二度手間を省いて、家を俺の単独名義にして、預金は全額お袋がもらつたらどうか。お袋にはこのまま住んでもらつてももちろんよいし、だからといってそのうちその預金で老人施設に入つてよとは言わない。体が弱つたら、自分たちが同居して面倒を見るから安心して」と。

息子は10年前に結婚して子供が2人います。私自身はまだだ元気なので、息子一家との同居を考えているわけではありませんが、同居にしろ何にしろ息子名義の家に住むというのも居心地の悪いものがあります。主人名義の時には何とも思わなかつたので、単に気のせいか慣れかもしれないのですが。

正直なところ、息子の提案についてどう思われますか？



住む所の登記を持っておくことは人生の安心料 登記をなくすのは決しておすすめしません。

実は、その手の話はよくあるのですよ。うまくいけばそれでよいような話ですが、ご相談者はまだ70歳。今後何が起こるかは読めません。

提案通りにすれば、法的には息子さんの家なので、息子さんがお母さん出て行つてと言えば、住み続けることは難しくなります。まさか血を分けた息子がそんな無茶は言うまいと、きっと思われるでしょう。しかし、もし息子さんがお金に困つて、借金のカタに家を抵当に入れたとしたらどうなるでしょう。返済が滞ればもちろん家は押さえられ、ご相談者は出でいかないといけません。

堅実に育てた息子がそんなバカなことをするはずはない、とおっしゃるかもしれません。もちろんそうかもしれません。でも考えてみてください。息子さんがご相談者より絶対に長生きをするという保障はありますか？ 残念ながら、ありませんね。病気が事故で息子さんに先立たれた場合を想定すれば、恐ろしい事態になることが容易に

分かろうかと思ひます。

ご自宅は息子さんの遺産なので、相続人はその妻子。もし離婚をしていれば子供2人が相続人です。その時におばあさんは死ぬまで家を出なくていいよと言つてもらえるかどうか。言つてもらえるかもしれません、人の心は変わるし、状況も変わります。そういう不確かな状況で生きるのは非常に不安で辛いものです。

つまり、住む所の登記をなくすということは、人生のリスクを背負うことなのです。だから私は、決しておすすめしません。

実際に、悲惨な例をいくつか見てきています。

家をご自分の単独名義にしたら預金をもらえず困るというのであれば、せめて持ち分半々の共有名義にしておいてください。そうすれば、勝手に抵当には入れられないし、売ろうとしても、共有者兼実際の居住者がいるのだから、そう簡単には売れません。

住む所の登記を持つておくことは人生の安心料です。残念ですが、性善説は危険であること肝に銘じておいてください。